

## 茨木市立太田小学校給食調理業務委託に係る総合評価一般競争入札形式による競争見積実施要項

本総合評価は、令和6年度の事前準備行為として、地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札形式による競争見積を行うものとする。

### 1 見積を行う事項

#### (1)業務名

茨木市立太田小学校給食調理業務委託

#### (2)履行場所

茨木市花園一丁目21番26号 茨木市立太田小学校

#### (3)業務の目的

小学校給食の合理化を図り、経費の削減に努めるとともに、直営で培ってきた経験と民間業者が有するノウハウを活用して、より豊かな学校給食を提供する。

#### (4)業務内容

給食業務のうち食材料の受け取り、食材料管理、調理、食器具等の洗浄、配膳、施設設備の清掃、残菜・ごみの処理、アレルギー除去食、二次調理対応、食育関連業務

#### (5)業務期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

### 2 見積に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者は、本見積に参加することができる。

- (1) 茨木市（以下「市」という。）の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加者資格名簿の「73給食調理業」に登載されていること。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 特定給食施設等で委託実績を有し、仕様書「小学校給食調理業務委託仕様書」に基づき委託業務を遂行できること。
- (5) 近畿圏内の学校給食において5年以内、事業所等において2年以内に食中毒事故を起こしていないこと。
- (6) 上記(1)から(5)の条件を満たす履行保証人を確保でき、参加申込書類提出時には、本市登録業者である履行保証人を書面で申し出ること。

### 3 総合評価一般競争入札形式による競争見積参加資格確認審査手続

(1)本競争見積に参加を希望する者は、(2)、(3)に定めるところに従い、次に掲げる書類（以下「申込書類」という。）を提出し、本市の確認を受けなければならない。

ア 総合評価一般競争入札形式による競争見積参加資格確認申込書

イ 特定給食施設・学校給食施設等受託実績報告書（指定様式）

ウ 履行保証人の証明（指定様式）

(2) 申込書類等の受付

ア 交付及び受付期間

令和5年10月30日（月）から令和5年11月6日（月）まで  
（土曜日及び日曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

イ 場所

茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市役所南館6階 教育総務部学務課

(3) 申込書類等の提出方法

持参とする。郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 総合評価一般競争入札形式による競争見積参加資格の確認

参加資格の確認は、(2)の受付期間最終日をもって行うものとし、その結果は、令和5年11月13日（月）に参加資格確認通知書により通知する。なお、参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

(5)その他

資料の作成にかかる費用は申込者の負担とし、提出された申込書類は返却しない。

#### 4 総合評価説明会及び業務内容説明会

(1)総合評価一般競争入札形式による競争見積資料の配布

総合評価説明会において行う。

(2)総合評価説明会の日時及び場所

ア 日時 令和5年11月17日（金）午前10時15分～午前10時30分

イ 場所 茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所本館6階 入札室

(3)業務内容説明会の日時及び場所

ア 日時 令和5年11月17日（金）午前10時30分から午前11時30分

イ 場所 茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所本館6階 入札室

(4)その他

ア 総合評価説明会及び業務内容説明会に出席しなかった者は、当該日においてこの総合評価一般競争入札形式による競争見積の参加を辞退したものとみなす。

イ 質疑の方法は、総合評価説明会及び業務内容説明会において、指示する。

#### 5 契約条項を示す場所及び期間

場所 茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市役所南館 6 階 教育総務部学務課

期間 令和 5 年 11 月 17 日（金）から令和 5 年 12 月 15 日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前 9 時から午後 5 時まで

## 6 総合評価一般競争入札形式による競争見積の日時、場所

### (1) 見積期間

令和 5 年 11 月 20 日（月）から令和 5 年 12 月 15 日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前 9 時から午後 5 時まで

### (2) 提出場所

茨木市駅前三丁目 8 番 13 号  
茨木市役所南館 6 階 教育総務部学務課

### (3) 開札日時 令和 5 年 12 月 18 日（月）午後 1 時 30 分

### (4) 開札場所 茨木市駅前三丁目 8 番 13 号 茨木市役所本館 6 階 入札室

## 7 見積方法等

- (1) 本見積は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札形式により行うので、見積者は、見積説明書に基づき見積書等を提出すること。
- (2) 採用者の決定に当たっては、見積書に記載された金額（月額）に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって採用価格とするので、見積者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載するものとする。
- (3) 総合評価説明会において、予定価格を公表する。なお、低入札基準価格は、契約締結後に公表する。

## 8 内訳書の提出

- (1) 見積に際し、当該見積書に記載されている見積金額に対応した内訳書の提出を求める。
- (2) 内訳書の様式は、業務内容説明会において、指示する。
- (3) 内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、見積及び契約上の権利義務を生じるものではない。

## 9 見積の無効

- (1) 本公告に示した見積に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした見積並びに総合評価一般競争入札心得において示した条件等に違反した見積
- (2) 見積参加資格がある旨確認された者であっても、確認の後、見積時点において上記 2 に掲げる「見積に参加する者に必要な資格」のない者のした見積
- (3) 茨木市財務規則（平成 3 年茨木市規則第 15 号）第 116 条第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する入札・見積

(4)見積金額の根拠となった内訳書の提出のない者のした見積

10 入札保証金

茨木市財務規則（平成3年茨木市規則第15号）第114条第1項第3号により免除する。

11 契約保証金

契約の締結に際しては、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社の履行保証保険契約の締結に代えることとする。

12 契約の締結

(1)契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

(2)契約締結

今回の見積は、新年度（令和6年度）業務に係る事前準備行為であるため、契約締結は、予算議決後の令和6年4月1日以降とする。

なお、次年度以降予算の減額等があった場合も市は責任を負わないものとする。

13 その他

(1)採用者の決定方法等

採用者の決定に当たっては、本業務にとって最適な事業者を選定するため、(2)の採用者決定基準による総合評価を行う。評価に当たっては、学識経験者の意見を踏まえたうえで、公正かつ客観的に行うものとする。

なお、上記の方法により決定した評価点による採用者については、安定した業務の履行を確認するため、下記の経営状況に関する書類の提出を求める。また、当該書類についても専門性を有する学識経験者に意見を求め、総合評価による評価点と合わせて本業務の採用者の決定について判断する。

**【経営状況に関する書類】**

- ① 国税・地方税の納税証明書：納税証明書その3の3（限定）
- ② 市税完納証明書（茨木市内に本店又は支店を有する事業者）
- ③ 直前2年間の貸借対照表、損益計算書、監査報告など、法人の事業及び経営の状況を明らかにするもの。（写し可）

上記の書類を期限までに提出しない(できない)場合は、本業務の採用者としてしない。

上記書類の提出期限等詳細については、別途評価点による採用者に通知する。

(2)採用者決定基準

令和6年度茨木市総合評価競争落札方式評価基準書（小学校給食調理業務委託事業）によるものとする。

(3)採用者が契約を締結しない場合の措置

採用者が契約を締結しない場合は、落札者決定基準により次点と評価された者と契約の交渉を行うこととする。

(4) 見積結果の公表

採用者及びその他の事業者について、審査結果の評価点等見積結果を市のホームページにおいて公表する。

(5) その他

本見積参加者は、総合評価一般競争入札心得を熟読し、順守すること。

14 問合せ先

茨木市駅前三丁目 8 番13号  
茨木市 教育総務部 学務課  
電話072 (620) 1681 (直通)